

おくやみ  
ハンドブック

【令和 8 年度版】



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。  
与那原町では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、  
役場を中心とした諸手続きにつきまして、  
少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。  
このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

### 事前準備について

与那原町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。  
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

#### STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



#### STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。  
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



#### STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



#### STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参のうえ、与那原町役場へお越しく下さい。



## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

### ご遺族の方のもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

### 亡くなられた方のもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証または資格確認書  
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証または資格確認書  
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）  
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
  - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

### 本人確認書類について

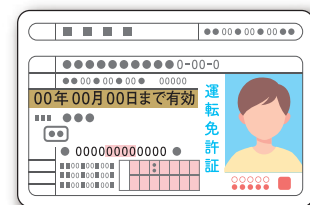
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、  
介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、  
学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (38 ページ参照)</li> <li>○遺言書の調査・遺言書の 検認</li> <li>○相続人の調査・確定</li> <li>○相続財産の調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(39 ページ参照)</li> </ul>
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)</li> </ul>
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (39 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告・納付 (40 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

与那原町で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	該当事項	☑	詳細ページ
住民登録	世帯主だった	<input type="checkbox"/>	P.7
	次のいずれかを持っていた ・印鑑登録証                      ・マイナンバーカード ・個人番号通知カード          ・住民基本台帳カード	<input type="checkbox"/>	
保険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	P.8
	国民健康保険の世帯主だった	<input type="checkbox"/>	P.10
	後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	P.11
年金	厚生年金または共済年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	P.13
	国民年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	P.14
	農業者年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.15
税金	町税の納付が済んでいない	<input type="checkbox"/>	P.16
	町・県民税・森林環境税が課税されていた	<input type="checkbox"/>	P.17
	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	<input type="checkbox"/>	P.18
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	P.19
介護保険	65歳以上、または要支援・要介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	P.20
福祉(障がい)	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.22
	障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	
	特別障害者手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.23
	特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	詳細ページ
福祉 (障がい)	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	<input type="checkbox"/>	P.24
	重度心身障害者医療費助成受給者証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.25
	障害児通所支援を利用していた	<input type="checkbox"/>	
	障害福祉サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	P.26
	地域生活支援サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	
子ども	児童手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.27
	児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	
	子ども医療費助成受給資格者証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.28
	母子及び父子家庭等医療費助成受給資格者証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	
	お子様が特定教育保育施設へ入所している	<input type="checkbox"/>	P.29
	小中学生のお子様がいる、就学援助を受給している	<input type="checkbox"/>	
	小中学生のお子様がいる	<input type="checkbox"/>	P.30
上下水道	上下水道を使用していた	<input type="checkbox"/>	P.31
その他	家財整理をしたい	<input type="checkbox"/>	P.32
	農地を所有していた	<input type="checkbox"/>	
	町営住宅に入居していた	<input type="checkbox"/>	P.33
	現在、町有地を借りている (町と土地の賃貸借契約を締結している)	<input type="checkbox"/>	P.34

チェックリスト

各種  
続き

役場外の  
主な  
手続き

相続  
について

委任状

広告掲載  
事業者

# 1. 住民登録に関する手続き

## 世帯主だった

### 手続き 世帯主変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主であった場合、世帯員のなかから18歳以上の方が自動的に世帯主となります。しかし、18歳以上の方が2名以上いる場合は世帯員申出により世帯主変更を行う必要があります。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方 (※別世帯の方が手続きにくる場合には亡くなられた方と同一世帯員の方からの委任状が必要です。)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	住民課 ☎ 098-945-2072

## 次のいずれかを持っていた

・印鑑登録証・マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カード

### 手続き 印鑑登録証及び各種カードの破棄

手続き詳細	期 限
※印鑑登録証及び各種カードの返納義務はありません。 亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合やマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもって失効します。 印鑑登録証、住民基本台帳カードはハサミを入れて破棄してください。 マイナンバーカードまたは個人番号通知カードは、すべてのお手続きが完了してからハサミを入れて破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	住民課 ☎ 098-945-2072

## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 資格喪失の届出及び保険証などの返納

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、資格喪失の届出のうえ、不正使用などを防ぐために被保険者証などを返納してください。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可（親族など）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証または資格確認書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の限度額適用・標準負担額減額認定証 / 限度額適用認定証（交付されている場合） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（交付されている場合） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	健康保険課 ☎ 098-945-2204

#### 手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して葬祭費（20,000円）を支給するため、葬祭費請求の手続きが必要です。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3ヶ月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者（喪主）及び 代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭を執り行った方の預金通帳など <input type="checkbox"/> 葬祭を執り行った事実がわかる書類（会葬礼状・葬祭費用の領収書・火葬場の領収書など）※喪主の氏名が記載されていること <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	健康保険課 ☎ 098-945-2204



## 国民健康保険の世帯主だった

### 手続き 世帯主変更の届出及び保険証などの差し替え

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険の世帯主だった場合は、世帯主の変更と被保険者証または資格確認書などの差し替えがあります（亡くなられた方が社会保険や後期高齢者医療保険に加入していた方でも世帯に国保加入者がいれば手続きがあります。）	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人 世帯員及び代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 世帯の中の国民健康保険加入者全員の被保険者証または資格確認書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	健康保険課 ☎ 098-945-2204

### MEMO

## 2. 保険に関する手続き

### 後期高齢者医療保険に加入していた

#### 手続き① 資格喪失の届出及び保険証などの返納

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、資格喪失の届出のうえ、不正使用などを防ぐために被保険者証などを返納してください。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可（親族など）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の限度額適用・標準負担額減額認定証 / 限度額適用認定証（交付されている場合） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（交付されている場合） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	健康保険課 ☎ 098-945-2204

#### 手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して葬祭費（20,000円）を支給するため、葬祭費請求の手続きが必要です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者（喪主）及び 代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭を執り行った方の預金通帳など <input type="checkbox"/> 葬祭を執り行った事実がわかる書類（会葬礼状・葬祭費用の領収書・火葬場の領収書など）※葬祭を執り行った方の氏名が記載されていること <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	健康保険課 ☎ 098-945-2204

### 手続き③ 相続人の届出(約定書)

手続き詳細	期 限
還付金・高額療養費などに該当した場合のみ、後日、相続人へ支給するため、相続人の届出が必要です。	亡くなられた後速やかに
	手続き可能な人
	相続人及び代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本の写しなど) <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳など <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	健康保険課 <b>☎ 098-945-2204</b>

### 手続き④ 送付先変更の届出

手続き詳細	期 限
下記に該当した場合のみ、後日、必要な手続きの案内を変更後の送付先へご連絡いたします。 ・高額療養費などの医療給付に関する申請案内 ・保険料に関する金額変更などの通知 ・その他、後期高齢者医療保険に関する故人あての通知など	亡くなられた後速やかに
	手続き可能な人
	相続人及び代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 送付先に指定する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	健康保険課 <b>☎ 098-945-2204</b>

MEMO

### 3. 年金に関する手続き

#### 厚生年金または共済年金に加入または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
各種厚生年金や各種共済組合の年金を受給または加入していた場合、基礎年金番号がわかる書類を準備のうえ、浦添年金事務所、ねんきんダイヤルまたは各種共済組合へお問い合わせください。	各種団体へお問い合わせください。
	手続き可能な人 詳細については、お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 ※支給要件や必要書類はそれぞれ異なるため、お問い合わせください。	浦添年金事務所 ☎ 098-877-0343 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 各共済組合

MEMO

## 国民年金に加入または受給していた

### 手続き① 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
故人が年金受給者の場合、ご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求手続きができる場合があります。	亡くなられた日から 5年以内
	手続き可能な人 故人と生計を同じくしていた3親等内の親族。 ※世帯が別であっても、生活的援助を行っていた場合など、支給要件に該当する場合があります。詳しくはお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> マイナンバー（個人番号）を添付することで、一部の添付書類を省略できます。 <input type="checkbox"/> 請求者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカードなど） <input type="checkbox"/> 故人の年金証書（無い場合は窓口にてご相談ください） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本など（故人と請求者の続柄が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求者名義の振込口座の通帳 ※請求者の状況などにより、上記以外のものを求める、または省略できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	福祉課 ☎ 098-943-8333

MEMO

### 3. 年金に関する手続き

#### 国民年金に加入または受給していた

##### 手続き② 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
故人が国民年金加入者または受給者であった場合、各種請求手続きができる場合があります。 支給要件や必要書類はそれぞれ異なるため、窓口にてお問い合わせください。	<b>【寡婦年金・死亡一時金】</b> ・亡くなられた日から2年以内 <b>【遺族基礎年金】</b> ・亡くなられた日から5年以内
	手続き可能な人 詳細については、お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 ※支給要件や必要書類はそれぞれ異なるため、窓口にてお問い合わせください。	福祉課 ☎ 098-943-8333

#### 農業者年金を受給していた

##### 手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	<b>10日以内</b>
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	JA おきなわ与那原支店 ☎ 098-945-2467 与那原町農業委員会 ☎ 098-945-5323

## 4. 税金に関する手続き

### 町税の納付が済んでいない

#### 手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の町税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。 ※納付状況が不明である場合、下記の窓口までご相談ください。	納付書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書	税務課 ☎ 098-945-4477

#### 手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、「口座振替登録廃止申請書」を提出してください。	亡くなられた後速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 ☎ 098-945-4477



## 固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

### 手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に固定資産税が課税されている場合、固定資産税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※郵送での提出も可能です。詳しくはお電話または窓口でお問い合わせください。</p> <p>※相続人代表者指定届は、納税通知書などを受け取る方を指定する届出であり、支払う人を決めるものではありません。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p> <p>※固定資産の所有権移転登記（相続登記）は、別途法務局でのお手続きをお願いします。詳しくはP.40をご覧ください。</p>	<p>相続が発生した年内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>【法定相続人の方が相続される場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 原則不要</p> <p><b>【法定相続人以外の方が相続される場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写しなど</p>	<p>税務課</p> <p>☎ 098-945-4477</p> <p>那覇家庭裁判所</p> <p>☎ 098-855-1273</p> <p>那覇地方法務局登記部門</p> <p>☎ 098-854-7952</p>

MEMO

## 4. 税金に関する手続き

### 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

#### 手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。 ※普通自動車、軽自動車、軽二輪(126cc以上)または二輪の小型自動車(251cc以上)の手続きは役場では行えません。P.38をご覧ください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	①相続人 ②同居のご家族の方
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 098-945-4477

#### 手続き② 相続人への名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※普通自動車、軽自動車、軽二輪(126cc以上)または二輪の小型自動車(251cc以上)の手続きは役場では行えません。P.38をご覧ください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 自賠償保険証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人の承諾を得ていることがわかる書類(譲渡証明書など)	①相続人 ②同居のご家族の方 ③新所有者の方
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 098-945-4477

## 5. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上、または要支援・要介護認定を受けていた

#### 手続き① 介護保険資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
介護保険資格喪失届を提出し介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返納してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	どなたでも可
	問い合わせ先
	福祉課 ☎ 098-945-1525

#### 手続き② 高額介護サービス費の振込口座の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高額介護サービス費の支給を受けている場合は、振込先の変更をする必要があります。	亡くなられた日から 14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 代理受取人の印鑑 <input type="checkbox"/> 振込先の通帳	代理受取人
	問い合わせ先
	福祉課 ☎ 098-945-1525

## 5. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上、または要支援・要介護認定を受けていた

#### 手続き③ 介護保険料に関する手続き

手続き詳細	期 限									
<p>65歳以上の方がお亡くなりになり、介護保険料が変更となった場合は、後日沖縄県介護保険広域連合より「介護保険料変更決定通知書」をお送りします。介護保険料が納めすぎとなった場合は介護保険広域連合よりご遺族（相続人）に還付し、不足する場合にはご遺族（相続人）に不足分を納付していただくことになります。</p> <p>【例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>死亡された日</th> <th>資格喪失日</th> <th>介護保険算定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月30日</td> <td>7月1日</td> <td>4月～6月まで（3ヶ月分）</td> </tr> <tr> <td>6月29日</td> <td>6月30日</td> <td>4月～5月まで（2ヶ月分）</td> </tr> </tbody> </table>	死亡された日	資格喪失日	介護保険算定期間	6月30日	7月1日	4月～6月まで（3ヶ月分）	6月29日	6月30日	4月～5月まで（2ヶ月分）	<p>通知書または納付書に記載された期日</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
死亡された日	資格喪失日	介護保険算定期間								
6月30日	7月1日	4月～6月まで（3ヶ月分）								
6月29日	6月30日	4月～5月まで（2ヶ月分）								
必要なもの	問い合わせ先									
なし	<p>介護保険広域連合 会計課 ☎ 098-911-7503</p>									

MEMO

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続き 手帳の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、返納が必要です。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課 ☎ 098-943-8333

### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人 扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 098-943-8333

MEMO

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出  
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 098-943-8333

### 特別児童扶養手当を受給していた

#### 【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出  
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは、戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	子育て支援課 ☎ 098-945-6520

## 【児童が亡くなられた場合】

手続き

**特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出**  
（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て支援課 ☎ 098-945-6520

## 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き

**自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返納**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返納してください。	亡くなられた後速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 ☎ 098-943-8333

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 重度心身障害者医療費助成受給者証を交付されていた

**手続き** 重度障害者医療費助成受給者証の返納及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成受給者証を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込先の通帳	福祉課 ☎ 098-943-8333

### 障害児通所支援を利用していた

**手続き** 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更の手続きが必要です。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返納が必要です。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	福祉課 ☎ 098-943-8333

MEMO

## 障害福祉サービスを利用していた

### 手続き 障害福祉サービス受給者証の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証の返納が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 ☎ 098-943-8333

## 地域生活支援サービスを利用していた

### 手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返納または保護者変更の手続きが必要です。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス受給者証の返納が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	福祉課 ☎ 098-943-8333

MEMO

## 7. 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>【受給者が亡くなられた場合】 未支払いの児童手当及び受給者変更の手続きが必要となります。</p> <p>【町外に住居する児童が亡くなられた場合】 消滅または額改定の手続きが必要となります。</p>	亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<p>【受給者が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 対象児童名義の通帳またはキャッシュカード</li><li><input type="checkbox"/> 新たに受給者となる方の健康保険証</li><li><input type="checkbox"/> 新たに受給者となる方の通帳またはキャッシュカード</li><li><input type="checkbox"/> 新たに受給者となる方の本人確認書類</li></ul> <p>【町外に住居する児童が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 受給者の方の本人確認書類</li></ul>	新たに対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 098-945-6520

### 児童扶養手当を受給していた

#### 手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されません。未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 098-945-6520

## 子ども医療費助成受給資格者証を交付されていた

### 手続き 資格者証の返納、喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成受給資格者証券を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格者証券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費助成受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 098-945-6520

## 母子及び父子家庭等医療費助成受給資格者証を交付されていた

### 手続き 資格者証の返納、喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
母子及び父子家庭等医療費助成受給資格者証を交付していた方が亡くなった場合、その受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の母子及び父子家庭等医療費助成受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 098-945-6520

## 7. 子どもに関する手続き

### お子様が特定教育保育施設へ入所している

#### 手続き 世帯状況変更届提出の手続き

手続き詳細	期 限
お子様の保護者が亡くなられた場合、園児の世帯状況変更届の提出が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	親族
	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 098-945-6520

### 小中学生のお子様がいる、就学援助を受給している

#### 手続き 世帯状況変更の手続き

手続き詳細	期 限
就学援助を受給している世帯員に変更が生じたときは、世帯状況変更の手続きが必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	親族
	問い合わせ先
	学校教育課 ☎ 098-945-2361

## 小中学生のお子様がいる

### 手続き 保護者変更の手続き

手続き詳細	期 限
お子様の保護者が亡くなられた場合、保護者変更届の提出が必要です。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	学校教育課 ☎ 098-945-2361

MEMO

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 8. 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き 名義変更または閉栓、口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 閉栓の場合、料金精算のお支払をご案内いたします。 亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口にて口座振替の停止を申し出てください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者など
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 ☎ 098-945-3017

MEMO

## 9. その他の手続き

### 家財整理をしたい

#### 手続き 東部環境美化センターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
東部環境美化センターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所を把握し、与那原町役場でごみ搬入承認申請書を記入した上で東部環境美化センターへの搬入となります。 ※一部東部環境美化センターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が与那原町外の場合は搬入できません。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ごみ搬入承認申請をする方の身分証明書	生活環境安全課 ☎ 098-945-4688

### 農地を所有していた

#### 手続き 農地法第3条の規定による届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を所有していた場合、相続などにより農地の権利を取得した方は、農業委員会へ届出が必要です。 法務局にて相続登記を行った後に、農業委員会へ届出書などの提出をお願いします。	権利取得を知ってから 10ヶ月以内
	手続き可能な人 相続などにより権利を取得した方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の規定による届出書 <input type="checkbox"/> 土地全部事項証明書（登記簿謄本）などの写し （どの土地を、誰が相続されたかわかる書類） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	与那原町農業委員会 ☎ 098-945-5323

## 9. その他の手続き

### 町営住宅に入居していた

#### 手続き 名義を引継ぐまたは明渡しの手続き、異動届の提出

手続き詳細	期 限
<p>どなたがお亡くなりになったかにより、手続きが異なります。</p> <p>(1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居者名義変更申請）※</p> <p>(2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合 住宅を明渡す手続き</p> <p>(3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合 異動届の提出</p> <p>※入居者名義変更申請については、継承できない場合があります。継承できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。</p>	<p>できるだけ速やかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>【名義を引き継ぐ手続きの場合】 新たに名義人となる方</p> <p>【住宅を明渡す手続きの場合】 同居者、相続人など</p> <p>【異動の手続きの場合】 入居名義人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の印鑑</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除票（続柄有）</p> <p><input type="checkbox"/> 同居者の住民票謄本（続柄有）</p>	<p>公共施設課</p> <p>☎ 098-945-8883</p>

MEMO

## 現在、町有地を借りている（町と土地の賃貸借契約を締結している）

### 手続き 賃借人の変更手続き、または契約解除手続き

<b>手続き詳細</b> 賃借人が亡くなられた場合、相続人への契約変更手続きあるいは契約解除の手続きをする必要があります。ケースにより異なるため、財政課へお問い合わせください。	<b>期 限</b> できるだけ速やかに
	<b>手続き可能な人</b> 相続人（相続人が複数いる場合はその代表者の方）
<b>必要なもの</b>	<b>問い合わせ先</b>
ケースにより異なるため、財政課へお問い合わせください。	財政課 ☎ 098-945-6521

## 無料法律相談（与那原町民のみ対象）

<b>相談担当者</b> 弁護士	
<b>開催日</b> ・毎月第3金曜日。（変更になる場合があります。） ・午後2時～午後4時	
<b>相談内容</b> 交通事故・土地問題・ヤミ金融・多重債務・相続遺言・家庭問題ほか法律全般	<b>注意事項</b> 予約制となっていますので、ご利用の際には事前予約をお願いします。
<b>ご予約・問い合わせ先</b> 総務課 ☎ 098-945-2201	

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬費の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬費の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p><b>【必要なもの】</b> 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p><b>【手続き先】</b> 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p><b>【その他】</b> 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給される場合があります。</p>

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 那覇税務署 ☎ 098-867-3101
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	
事業所の上下水道名義変更ま たは閉栓手続き	速やかに	上下水道課に提出します。 与那原町上下水道課 ☎ 098-945-3017

## 改葬・墓じまいの手続きについて

### 1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。  
・受入証明書 ・永代使用許可書

### 2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

### 3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。  
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

#### ▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書・改葬する方の本籍、もしくは生前（直近）の住所が確認できるもの（戸籍抄本など）

#### ▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

### 4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

### 5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。  
※手元供養や散骨の場合は異なります。

#### 担当課・問い合わせ先

生活環境安全課

☎ 098-945-4688

## 少し落ち着いてから行う役場外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証を持っていた	<input type="checkbox"/>	運転免許証の返納に関する問い合わせ先（返納義務はありません。）	与那原警察署 ☎ 098-945-0110 沖縄県警察運転免許センター ☎ 098-851-1000
次のいずれかを持っていた ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	沖縄県南部保健所 地域保健班 ☎098-889-6945
被爆者健康手帳を持っていた	<input type="checkbox"/>	葬祭料の申請、被爆者健康手帳の返納など（手帳は返納義務があります。）	【沖縄県発行の場合】 沖縄県保健医療部 地域保健課 ☎ 098-866-2215
生活保護を受給していた	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する福祉事務所へお問い合わせください。	沖縄県南部福祉事務所 生活保護班 ☎ 098-889-7150
預貯金口座について	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険について	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険について	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税について	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税の準確定申告、 消費税申告など	所轄の税務署 那覇税務署 ☎ 098-867-3101
不動産登記について	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	那覇地方法務局登記部門 ☎ 098-854-7952
普通自動車、軽二輪（126cc 以上） または二輪の小型自動車（251cc 以上）を所有していた	<input type="checkbox"/>	廃車の手続き・相続人 への名義変更	沖縄県陸運事務所 ☎ 050-5540-2091
軽自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>		沖縄県軽自動車協会 ☎ 050-3816-3126
単独・合併浄化槽を使用していた	<input type="checkbox"/>	浄化槽使用廃止届出書 または浄化槽管理者変 更報告書の手続き	沖縄県南部保健所 環境保全班 ☎ 098-889-6864
クレジットカードについて	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話について	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネットについて	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガスについて	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビについて	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料について	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただくから、役場にお越しただくと手続きが進めやすくなります。

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

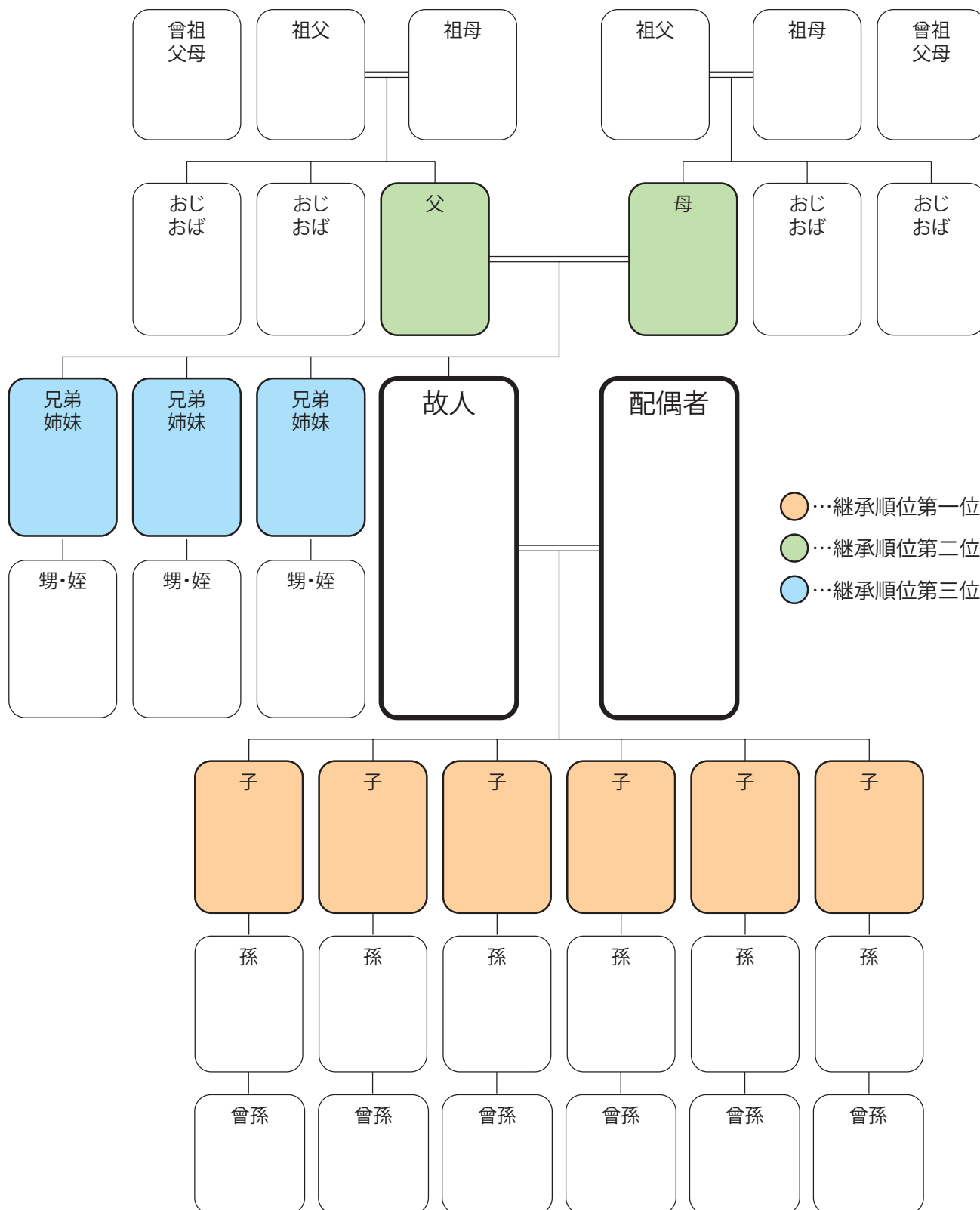
委任状

広告掲載事業者

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。なお、「死亡の事項が記載された」戸籍は、取得までに死亡日から14日程度かかる場合があります。詳しくは、本籍地の市区町村へお問い合わせください。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役場で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役場などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項目	期日	備考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日まで確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数
☐	相続登記（所有権移転登記）の手続き	※相続は時間が経つほどに手続きが困難になる場合があります。放置せず、速やかに関係者や専門家と相談しましょう。	被相続人が不動産を所有していた場合、相続した旨の所有権移転登記が必要です（令和6年4月から相続登記が義務化されました。義務化前の相続でも、相続登記が済んでいなければ義務化の対象です）。  詳しくはこちら   ◆登記手続きについて専門家に相談したい場合は… 沖縄県司法書士会相続相談センター （沖縄県司法書士会館内） 予約受付 月～金 9:00～17:00 TEL：098-867-3577  詳しくはこちら   ◆相続全般について専門家に相談したい場合は… 沖縄弁護士会 相談受付時間 平日10:00～15:00（昼12:00～13:00除く） TEL：098-865-3737  詳しくはこちら 

# 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

あなたの手続きを応援します！

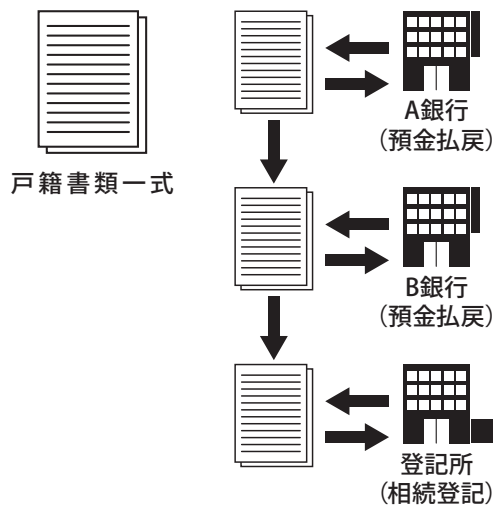
## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

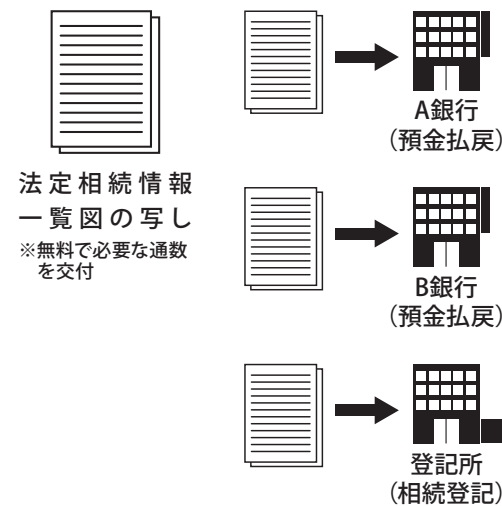
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 委任状

令和 年 月 日

与那原町長 あて

代理人 (窓口に来る方)	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	電話番号	

※代理人の方は、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）をお持ちください。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任者 (代理人に手続きを 依頼する方)	住 所	
	氏 名	Ⓜ
	生年月日	
	電話番号	

## ○委任事項

の死亡に伴う下記の事項に関する権限
<p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"><li>□ 戸籍証明書の交付請求及び受領</li><li>□ 住民票の写しなどの交付請求及び受領</li><li>□ 国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する手続き</li><li>□ 介護保険に関する手続き</li><li>□ 住民異動届出（世帯主変更など）に関する手続き <u>新世帯主（ _____ ）</u></li><li>□ 未支給年金または遺族年金の請求及び相続手続き</li><li>□ 町税に関する証明書の交付申請及び受領の権限並びに税に関する各種手続き</li><li>□ その他（ _____ ）</li></ul>

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 故人のご冥福を心よりお祈りいたします



相続不動産のお悩みは私たちてるまさリースにご相談ください。直接買取、リースバックも可能です。地域につくす、地元の不動産会社へお任せください。

## このようなお悩みはございませんか？

- ✓ 相続の手続きについて知りたい
- ✓ 急な相続で時間が足りない
- ✓ 相続費用を捻出したい
- ✓ 不動産の処分に困っている
- ✓ 相続した不動産を管理できない
- ✓ 売却したいけど仏壇があるのですぐに手放せない

査定  
無料

お支払い最短  
**5日**

仲介手数料  
**不要**

訳あり  
物件  
相談可

軍用地  
対応可



お家を売却した後も遺品を整理する期間がほしいなど、ご事情に合わせてリースバックも可能です。

 **てるまさリース** TEL **098-943-4355**

株式会社てるまさリース

平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み) 担当：嘉数 (カカズ)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番15号Unufaビル3F

FAX.098-943-4356 MAIL.t-lease@terumasalease.jp 宅地建物取引業沖縄県知事(1)第5292号

※物件によっては、買取できない場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。

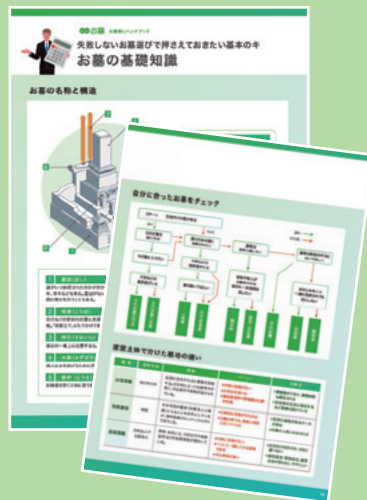
スマホで  
ご相談はコチラ



お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ!

# 後悔しないための お墓探しハンドブック

「いいお墓」は、2003年のサービス開始から20年以上に渡り、全国の墓地・霊園情報やお客様の口コミを掲載しているお墓探しのポータルサイトです。「いいお墓」の豊富なデータがわかりやすくまとまった、お墓探しのためのハンドブックを無料でお届けします。



### 【ハンドブック内容】

- お墓の選び方
- お墓の種類と費用相場
- お墓購入の流れ
- 購入者の体験談 など

全20ページ  
フルカラー

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。

お電話もしくはWEBからのお問合せで

## もれなく全員無料でもらえます!

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



# 0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間:9時～16時(年中無休)



WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック 検索



※一世代につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。

※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書  
東証プライム上場 証券コード:6184 が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522  
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階  
https://www.kamakura-net.co.jp/

# \\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ  
つけて欲しい

檀家にはいっていないが  
ちゃんとしたお坊さん  
にお経をあげて欲しい

近くに  
お寺がない

法事をすべき立場になったが  
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施  
お車代などのお金のことが不安

## 寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

# いのお坊さん

法事・法要の  
お手配総額

# 4.5万円~ 決まった金額だから安心！

# ☎ 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階  
「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



発行 与那原町

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2026年3月

